

電力・ガス・食料品等価格高騰

緊急支援給付金のご案内



予期せず家計が急変したことで、収入が減少し、住民税非課税世帯と同様の事情にある世帯は、給付金を受けられる可能性があります。給付金を受給するには申請が必要です。

給付金を受けられる可能性のある世帯の一例



接客業に従事しているが、出勤日数が減って収入が減少してしまった



自営業を営んでいるが、休業により収入が減少してしまった



会社の経営が悪化し、失業して収入がなくなってしまった

令和3年度又は令和4年度の住民税非課税世帯等への臨時特別給付金（10万円）を受給した世帯も、緊急支援給付金を受給することができます。

給付金額と支給対象世帯

次の①～③の全てに該当する世帯に対し、
1世帯あたり緊急支援給付金 **5万円**を支給します。

- ① 令和4年1月から12月までに、予期せず収入が減少し、同一世帯の世帯員全員のそれぞれの1年間の収入見込額又は所得見込額が、**住民税均等割非課税水準相当額以下※1**であること。
- ② 令和4年度の住民税非課税世帯ではないこと。
- ③ 世帯員全員が、令和4年度の住民税均等割が課税されている方に扶養されていないこと。

※1 住民税均等割非課税水準相当額以下とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月の収入×12倍）又は年間所得見込額が非課税相当（収入・所得）限度額以下であることを指します。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関するお問い合わせ

専用ダイヤル

0120-489-048

受付時間 平日8:30～19:00

相談窓口

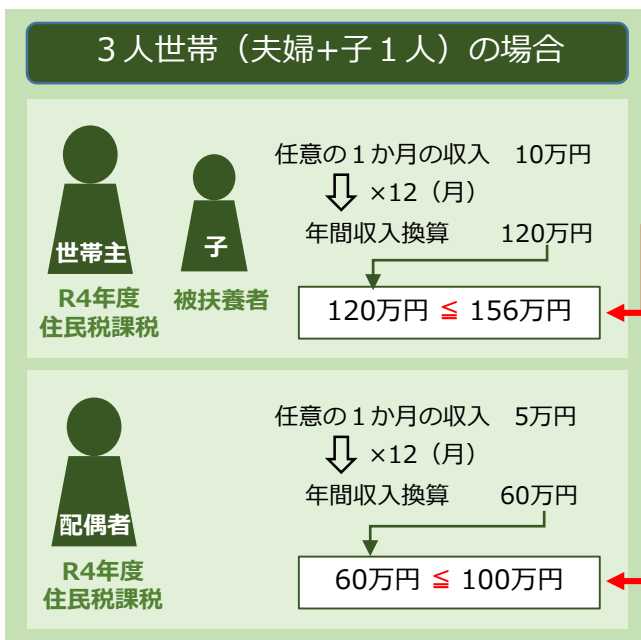
- ・仙台市緊急支援給付金事務センター
【所在地】仙台市青葉区一番町4-7-17 SS仙台ビル9F
【受付時間】平日8:30～17:00
- ・各区役所・総合支所に設置している相談窓口

支給対象世帯（家計急変世帯）の判定方法

- 令和4年1月から12月までの任意の1か月の収入を12倍して年間収入見込額を算出します。
- 年間収入見込額が下記の表の非課税相当収入限度額以下であれば支給対象となります。
- 2で対象とならなかった場合は、年間所得見込額が下記の表の非課税相当所得限度額以下であれば支給対象となります。
※年間所得見込額は年間収入見込額から給与所得控除額、経費等を控除して算出します。

支給対象世帯（家計急変世帯）の判定例

- 予期せず家計が急変したことで、収入が減少した世帯が対象です。定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入など、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として申請は行えません。
- 世帯の中で収入がある方全員についてそれぞれの判定が必要です。



扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	100万円	45万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	156万円	101万円
配偶者・扶養親族（2名）を扶養している場合	205.7万円	136万円
配偶者・扶養親族（3名）を扶養している場合	255.7万円	171万円
配偶者・扶養親族（4名）を扶養している場合	305.7万円	206万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合※2	204.3万円	135万円

※2 世帯員が障害者、未成年、寡婦、ひとり親に該当する場合には、※2の欄の限度額か、表の扶養している親族の状況の人数に応じた区分のいずれか高い金額を適用します。

- 収入の種類は、給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入です。
- 遺族年金や障害年金等の非課税の公的年金収入は含みません

世帯員それぞれの年間収入見込額が非課税相当収入限度額以下であるため、給付対象になる可能性があります。

申請方法

申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添付いただき、専用の返信用封筒でご返送ください。専用ダイヤル(0120-489-048)にお電話いただければ申請書を郵送することも可能です。

【申請書配布先】 仙台市役所 1階市民のへや、各区役所・総合支所（総合案内等）、ハローワーク仙台
仙台市社会福祉協議会（各区・支部事務所含む）、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」など

申請期限

令和5年1月31日（火）まで
（当日消印有効）

❗ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)、警察などをかたる不審な電話やメールがあった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご相談ください。